

日本科学者会議

京都支部ニュース 1月号 No.479

2024年1月16日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : [jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp](mailto:jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp)

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・「パレスチナ自治区ガザへの軍事侵攻の即時停止と恒久停戦を求める声明」（京都支部幹事会）……………2
- ・新年のご挨拶（支部代表幹事 前田耕治）……………3
- ・京都支部 2024 年新年会の報告（事務局長 左近拓男）……………4
- ・『日本の科学者』読書会 12 月例会（12/19）「平和を望むなら平和に備えよ」の報告……………6
- ・東京科学シンポジウムに参加して（近藤真理子・田中義和）……………9
- ・原発賠償京都訴訟控訴審（12月12日）の応援参加報告（大倉弘之）……………11
- ・「大学で考える“沖縄の米軍基地と人権・民主主義” 普天間・辺野古新基地建設問題等に係るデニー知事トークキャラバン in 龍谷大学～」報告（左近拓男）……………13
- ・支部主催・関連行事案内……………14
- ・支部幹事会だより……………16

<今年度会費の早期納入のお願い>

今年度会費の納入率は12月31日現在86%となっています。今年度会費(一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割り会員：4,200円、若手会員：4,200円)の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。未納の方には再請求の用紙を同封させていただきます。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください (Email アドレスは、[hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp](mailto:hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp))

(支部財政担当幹事)

## パレスチナ自治区ガザへの軍事侵攻の即時停止と恒久停戦を求める声明

2024年1月16日 日本科学者会議京都支部幹事会

パレスチナ自治区ガザでは2024年1月4日時点でも、イスラエル軍は難民キャンプや民間人の多くいる地区への攻撃を続けています。国防省はガザ北部について「地上作戦の目標を達成しつつあり、新たな作戦に移行する」とし、また、ガザ南部についても「作戦は変わらない」とし、これまで同様、難民キャンプや民間人の多くいる地区への攻撃を続ける方針を示しています。この行為は国際人道法の「一般市民、住宅、民間施設は絶対に攻撃してはいけない」というルールに違反しています。

国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の幹部は12月23日、イスラエル軍の退避警告でガザ中部の15万人以上が影響を受けると指摘しています。「ガザの人々は人間であり、盤上の駒ではない。イスラエル軍は空爆が続く地域に移動するよう命じており、安全な場所などどこにもない」と訴えました。

日本科学者会議では、日本の科学の自主的・総合的な発展を願い、科学者としての社会的責任を果たすため、核兵器の廃絶を含む平和・軍縮の課題に取り組んできた学術団体として、2023年12月26日に事務局長声明「パレスチナ・ガザ地区における即時停戦と人道支援を求める声明」を発表しました。

私たち京都支部幹事会としても、同声明を支持し、イスラエルに対して、軍事行動の即時停止、永続的な停戦、人質の解放、国際法・国際人道法の遵守、民間人・民間施設への武力攻撃の停止、人道援助を妨げているガザ地区に対する封鎖の解除、電気・水の供給、食糧・医薬品・燃料等の生活物資の搬入の保障を求めます。また、恒久的な平和の実現に向けて、イスラエルによる占領地への違法な入植地の拡大を直ちに停止し、正当で持続的な当事者間の合意を可能とするため、日本政府をはじめとする国際社会が直ちに行動を開始することを求めます。

日本国憲法では、前文で「恒久の平和を念願」と謳っています。また、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認しています。日本国憲法は、前文ならびに9条で、日本だけではなく全世界の恒久平和を訴えています。日本政府は、日本で至上の憲法と国際法に従って即時停止と恒久平和の実現に向けて、当事国ならびに国連、全世界に向けて最善の努力を尽くすことを求めます。

私たちは日本国憲法に基づいて、「平和」を求め、市民社会と連帯して行動していくことを表明します。

元日の団欒中の地震は京都でも長くゆったりとした嫌な揺れでした。時間とともに能登半島地震の被害の大きさが露わになっていき、10日以上経った今でも被害の全貌は明らかではありません。尊い命を失った200人以上の方々のご冥福をお祈りするとともに、孤立されている2000人近いの方々、自宅が被災し避難されている2万2千人余りのの方々、自宅にいても未だにライフラインが確保されていない多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。北陸の大学関係者からは研究設備の損壊、帰省した学生の被災の知らせも届いています。一刻も早い救助、ライフライン復旧、2次避難など、国をあげて取り組むべき状況ですが、国の認識の甘さ、対応の遅さがいたるところで指摘されています。

志賀原発では、核燃料プールから水があふれる、変圧器から大量の油が漏れる、冷却水ポンプが一時停止する、周辺の多数のモニタリングポストが故障するなど、重大事故一步手前の状況であったにもかかわらず、正確な情報が住民に伝えられていないことが発覚しました。半島という地形的特性から避難や物資輸送が著しく滞り、過疎地域での原発立地の危険性が改めて証明されました。何度も地震に見舞われている能登半島にあつて数々の事故を起こしている志賀原発はもとより、この地震多発国では原発は共存できないことが改めて示されました。

昨年、京都支部では、重鎮の会員が次々と亡くなられました。先達の足跡に敬意を表するとともに、深く哀悼の意を表します。会員の高齢化が進み、退会者も増えつつあります。昨年からは、会員アンケートなどを通じて、研究現場にいる現役会員の把握と活性化を図っています。ぜひご協力をお願いいたします。

さて、新年の抱負としては、科学者、研究者の集団らしく、物事の本質、真実を正確に見抜き、市民に語るように努めたいと思います。

安部元総理が亡くなったことで、パンドラの箱が空いたように、色々な真実が暴露されてきた2023年だったように思います。2022年末、赤旗日曜版の記者の地道な取材で明らかになったのがパーティ券＝構造的裏金作りでした。私はこのスクープの経緯に、実験や調査における地道なサンプリングと帰納法的手法による法則発見のようなアナロジーを覚えました。総理大臣から検察への圧力が消えたことで、昨年末には一気にマスコミも報道し始めました。しかし、もう一步進めれば、事の本質は、そもそも利益誘導の賄賂的性質をもつ企業・団体献金が合法的に認められている異常性です。その受け皿のために作られた派閥や研究会という抜け道によって日本の民主政治が歪められていることに国民は気づき始めています。金がかからない選挙制度という触れ込みの小選挙区制が実は裏金の使途ではないのか、年間300億円以上の政党助成金は何のために配付されているのかなど、日本の失われた30年の裏には民主的政治制度の腐敗が継続していたことが明らかになってきました。

昨年末、辺野古の埋め立てを承認した「国の代執行」も然りです。地方自治体の権限をないがしろにして、玉城デニー知事に「沖縄の苦難の歴史に一層の苦難」と言わしめた暴挙は、日米安保や日米地位協定がいかにも自虐的で異常かという本質を明らかにしたと思います。年明けに、龍谷大学で市民や学生を前に講演した玉城知事自身が「本土の皆さんも何ができるか、一緒に考えてほしい」と呼びかけた言葉は胸に響きました。

もう一つの民主主義のゆがみといえば、国立大学では学校教育法改正とともに教授会自治が崩壊して10年近く経ちますが、学長の上に「運営方針会議」という文科省のお目付け役をつける国立大学法人法の改正が強行され、大学の自治は「とどめを刺された」と言われました。政府・財界はITで失敗した経済成長の活路を産学連携の軍需産業に求めています。ただし、今回、大学横断ネットワークの連携により、法改正の本質が白日の下にさらされ、マスコミや国会議員を動かすまでに至りました。京都支部も、連帯企画として協力してきた、市民と大学のシンポジウムはますます重要なステージになると思われます。

核廃絶や気候変動の喫緊の課題についても新年から若い人たちが街頭スタンディングを行っています。今年は市民の皆さんに様々な「科学」を語って世の中を変えていく1年にできればと思います。

## 京都支部 2024 年新年会の報告

事務局長 左近拓男

1月6日(土) 15:00 から 17:30 まで、京都支部の新年会を対面(龍谷大学大宮学舎)と ZOOM のハイブリッドで行いました。対面で7名、ZOOM オンラインで4名の参加がありました。

河音琢郎氏(立命館大学経済学部教授)、安井勝氏(元名古屋女子大学文学部児童教育学科専任講師)、藤本文朗氏(滋賀大学名誉教授)から話題提供いただきました。

河音氏からは、「私の研究遍歴とアメリカから見た今日の世界」と題して講演していただきました。最初に、河音氏の経歴とご専門の財政学についてお話しされました。A. Wildavski(1964)の「増分主義理論」では「民主主義国家で限られた期間で皆が納得する

合理的な予算作成は不可能であり、現実の予算編成は、過去の予算を軸に、その「増分」の微調整によって決められる」となっています。河音氏はこの理論に対して、①既存の予算プログラムの既得権益化→新たな課題に予算が回らないこと、②財政赤字問題への未対応:利益分配政治から不利益押し付け合いの政治へ転換に対応できないこと、という2つの側面からの再検討が必要であり、また、増分主義的予算編成は高度成長期の利益分配政治を前提としていて、1970年代以降、財政赤字が問題になる中、予算政治は利益分配とイデオロギーの政治の二階層構造へ転換しているが、その相互作用の分析が必要となっている、と提案しておられます。

2001年の同時多発テロ以降はアメリカ連邦政府の包括的研究をされています。G.W.ブッシュ政権によるアフガン、イラク戦争の泥沼化や2008年世界金融危機による国民の経済苦境を契機に、アメリカ国民の「内向き世論（孤立主義的世論）」と左右のポピュリズムの台頭が今日まで続いています。経済的には、所得格差の拡大、伝統的な製造業から知識集約型産業構造への転換と雇用の二極分化の進行、社会文化的には、1964年公民権法以降進んできた多様化するアメリカへのバックラッシュと問い直しがあります。トランプ派は白人労働者階級の不安に依拠して、排外主義に訴えており、左派は大企業や富裕層への批判と多文化主義アメリカの推進を掲げています。2024年の選挙では、バイデン勝利のみならず、議会両院も含めて民主党統一政府ができれば、アメリカの経済政策の一大転機になる可能性があること、それにより大企業と富裕層の増税、「ミッション志向の大きな政府」でレーガノミクス（新自由主義政策）からの政策転換が進むと指摘されました。

また、アメリカの外からアメリカの覇権を批判することも重要とのことです。NATO・日米同盟依存のアメリカに対する同盟諸国からの批判の必要性、日本国憲法9条の理念、核兵器禁止条約の運動とアメリカ国内の市民運動への啓蒙と連携が必要であることを強調されました。

安井氏は、「日本社会における ひきこもりをきたす社会・経済的要因に関する一考察」と題してお話しされました。家庭状況と社会・経済情勢の中間に位置する学校教育の影

響はひきこもり当事者の成長と発達に大いに関わっているとのことです。学校は「教育工場」の様相を呈しており、教師は児童・生徒や学生一人ひとりを規格化し、個別最適に選別していく。現代では第三次産業の成長による「労働能力の商品化」が進み、子どもたちは「商品化への試練」を受けている。子どもの不登校は個別的属性や家庭環境要因の側面からの解釈のみでは説明できない。今日の教育の内容とそのあり方、質の再検討が重要と指摘されました。

藤本氏は「ひきこもり問題の今後と経済的考察」と題して話されました。ひきこもりの方々は働きたいと思っても働けるような環境の職場が見つからない。また、家族やひきこもりの人々への対応で年間100兆円も損失があると指摘されています。藤本氏は著書「ひきこもり人々とあゆむ（新日本出版）」の中で、知的障害者の教育手帳を参考に、「ひきこもり支援手帳」の発行の提案をされています。この手帳を基に1人当たり80万円から100万円の支給をすることで、本人及び家族への経済的支援となり、また、働く場の創出のためにも、生活し働くという「人権」としての「ひきこもり基本法」の制定を提案されています（藤本文朗「社会的ひきこもり支援法を探る」『日本の科学者』2020年11月号参照）。日本はまだまだ「借り物の民主主義」であるので、北欧並みの民主主義・福祉社会には程遠く、ひきこもり問題の解決に向けての総括的な取り組みが必要であるというご提案をされました。

## 『日本の科学者』読書会12月例会(12/19)の報告

### 11月号特集:「平和を望むなら平和に備えよ」

標記例会が12月19日(火)15時30分より17時30分までZoomを用いて行われた。参加者5名。特集より3篇の論文が取り上げられた。

#### 中野貞彦『平和に対する政治家、幣原喜重郎の覚悟』(報告:左近拓男)

本論文では、新しい資料によって日本国憲法の制定過程を再現され、幣原喜重郎が果たした役割を考証されている。彼の唱える平和主義の理念の基本は「軍備全廃」であり、彼の覚悟であるとのことである。

#### 1. 来歴

幣原喜重郎は1872年9月生まれ。外務大臣(第40・41・43・44代)、貴族院議員(勅選議員)、内閣総理大臣(第44代)、復員庁総裁(初代)、副総理、衆議院議員、衆議院議長(第40代)などを歴任した。

1924年から外相となったが、幣原は就任演説においてヴェルサイユ・ワシントン体制を尊重することを宣言すると共に、列国との協調と中国への内政不干渉を方針とした。まもなく大陸で勃発した第一次奉直戦争では、幣原は断固として不干渉を貫き、国際的な信用を得た。

戦後の1945年10月9日に内閣総理大臣に就任した。1945年10月11日、マッカーサーに新任の挨拶を行うために連合国軍最高司令官総司令部を訪問。マッカーサーからはポツダム宣言に沿って憲法改正を行うこと、人権確保のための改革を行うことなどの要求が出された。この後もマッカーサーとは1946年1月24日に会談。この会談で幣原は平和主義を提案し、戦争放棄の考えを述べた。

#### 2. 幣原喜重郎の平和思想

幣原喜重郎の平和思想の特徴は、(1) 軍備を全廃して戦争を放棄する、(2) 原子爆弾の出現により「もう戦争はできない」という認識を早くに持った、(3) 正義の本道を辿って天下の公論に訴え、非暴力による国民の結束を呼びかける、という3点にあることを示した。(1)は九条に実を結び、(2)は核兵器禁止条約に繋がった。(3)は、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持する道そのものであり、幣原の平和思想および九条には普遍性がある。未来永劫戦争をしないようにするために、幣原は、「中途半端な、役に立たない軍備を持つよりも、むしろ積極的に軍備を全廃し、戦争を放棄してしまうのが、一番確実な方法だ」と述べている。

また、「軍備などよりも強力なものは、国民の一致協力ということ」、「武器を持たない国民でも、それが一団となって精神的に結束すれば、軍隊よりも強いのである」とも述べている。ここで想定されていることは、他国の軍隊の侵攻に対しどう向き合うか、ということであり、幣原の軍備撤廃の「不動の信念」から導かれた「非暴力による国民の結束」である。

#### 3. 平和主義の普遍性

幣原の平和主義の特徴は以下の3つである。

(1) 幣原は、軍備全廃を「不動の信念」とするに至っている。1946年1月、誰かが率先して自発的に武器を捨てるということが「今こそ平和のために起つ秋ではないか」と語ったこと（「平野文書」）は、「羽室メモ」の幣原・マッカーサー会談につながる。「かねて考えた世界中が戦力をもたないという理想論を始め、戦争を世界中がしなくなるようになるには戦争を放棄するという事以外にないと考えると話し出したところが、マッカーサーは急に立ちあがって、両手で手を握り涙を目にいっぱいためてその通りだと言い出したので、幣原は一寸びつくりしたという」。深瀬は「1月24日会談から2月22日閣議決定の間に、幣原の一切の戦争と戦力放棄の憲法条項化の積極的態度は確定し、国会審議と国民の多数の支持を背景に『不動の信念』をかためるにいたったと断定できる」

(2) 原子爆弾の出現により「もう戦争はできない」という認識を早くから持った。敗戦後1945年8月25日の大平駒槌宛書簡で4項目の「終戦善後策」を記して敗戦の要因の一つに原子爆弾をあげ、「強烈」な破壊力・無差別の残虐性・国際法上許されない非人道性を指摘している。

(3) 幣原は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持する道、そして非暴力による国民の結束を訴えた。

#### 4. 幣原の理念

非戦、非武装・非軍事化、非核、非暴力、平和に生きる権利、に一致。人類が到達した平和への希求の具現化であって、普遍性を備えている。憲法9条の持つ普遍性は、それ自身が9条改憲を阻止する力を持っているといえる。

幣原が目指したもの；「戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならん」ということ。それは日本国憲法前文で謳われている「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去」した社会、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏からまぬがれ、平和の内に生存する」社会である。

本論文の「はじめに」では、著者である中野氏の考えが書かれている。

「ロシアのウクライナ侵略戦争以降、多くの言説があり多くの書籍が出版されている中で、いま大切なことは、憲法9条の戦争・武力行使の放棄と戦力不保持という原点に立ち返ることである」。読書会では、ガンジーの非暴力主義についても話題となった。幣原の信念はガンジーのそれに通じる。我々は平和の理念を実現させるために、今こそ世界に向けて戦争・武力行使の放棄と戦力不保持を訴えなければならない。

三宅裕一郎『軍事力依存という呪縛からの脱却に向けて—軍事力によらない平和の構想』

（報告：前田耕治）

はじめに 「平和を望むなら戦争に備えよ」はローマの軍事学舎ウエゲティウス『軍事論』にある言葉を紹介し、安保3文書「国家防衛戦略」にある、自衛を目的とした「抑止力」としての軍事力増強と符合する。著者は、日本の安全保障の観点からのみ追求されているのか、「平和を望む」私たち市民のニーズに合致するのかと問い、軍事力に依存しないアプローチ「平和を望むなら平和に備えよ」という持続可能な安全保障、軍事力依存という呪縛からの脱却について考察している。

1 「敵基地攻撃能力」の保有は適切なオプションか

(1) アメリカのインド太平洋戦略からみた

安保3文書のねらい 2022年2月のバイデン政権「インド太平洋戦略」は同年10月に公表した「国家安全保障戦略」の先取りであった。中国への強い懸念と対中包囲網から同盟国への軍事的・経済的負担の肩代わりの要求が、まさに安保3文書のねらいと指摘した。

(2)「自衛の範囲」としての「敵基地攻撃」—合憲性を支えるロジック 「敵基地攻撃能力」とは、長射程ミサイルにより敵の射程外圏から攻撃を加えることであり、「反撃能力」と言い換えたとしても、「敵基地攻撃」の憲法9条との適合性が問われる。1956年の鳩山一郎首相答弁では、「現実の武力攻撃が発生していない場合は自衛権として正当化できない」としていたのに対して、近年の政府の論理は、武力攻撃を未然に阻止するためとして「敵基地攻撃」を可能にし、鳩山答弁とは全く異質な「能動的」なものに変質した。自衛権発動のタイミングの前倒しであり、武力攻撃前の先制攻撃の実施を正当化したと指摘した。

(3) 軍事テクノロジーが進展した現代における「自衛」観念—アメリカによる「標的殺害」作戦を例に ドローンによる標的殺人により一般市民の犠牲者も出ていることを例にあげながら、法的根拠は「自衛権」としながらも、軍事テクノロジーの進展により自衛の概念が変化し、「攻撃は最大の防御」を柱とする先制攻撃を可能にしている。

(4)「敵基地攻撃能力」の虚妄性 「敵基地攻撃能力」に賛成が56%、反対が38%という世論調査の結果に対して、一つの説明として、物理的に実行可能なアプローチかどうかを考えることが有効である。例えば、攻撃対象は車載式で移動可能で、リアルタイムで位置を把握できない、数百基以上をすべて破壊できない、相手も反撃してくるが、すべての

迎撃は不可能。甚大な被害が出る、などの論点があげられた。

## 2 軍事力によらない平和の構想はどうあるべきか

(1) 軍事を動かす「政治」を私たちがコントロールするために 戦争とは政治が行った決断であり、政治の役割は戦争を回避するために知恵と手段を尽くすことであると強調した。内閣官房副長官補、柳澤協二の「軍の失敗を政治がカバーすることはできるが、政治の失敗を軍がカバーすることはできない」の言葉とは逆に、今の日本の政治は、率先して周辺国との間に緊張と対立を生んでいる。

軍事を動かす政治にブレーキをかけるには、どのような発想を共有すべきかと問いかね、相手に対する否定から入らない、不安を共有したうえで、「軍事力依存に内在する問題点」を敷衍していく、いかに共感の得られる「表現力」により、市民間に伝達し共有していくことなどのポイントをあげた。

(2) 抑止力や自衛の実相を知る 抑止力や自衛といったレトリックが一見合理性や正当性があるようにみえるが、軍事力に依拠することへの疑念を遮断するという警告を発し、(1)「抑止力」の効果は検証できない、(2)「自衛」の上限を測るものさしは存在しないという反論を述べた。

(3) 北東アジアにおける包括的な安全保障体制の構築に向けて 最後に、北東アジアの緊張と対立が日本の軍事力拡大の格好の口実となっているが、「安全保障のディレンマ」のスパイラルから脱出するためには、「中国側、日本側の両方を包括する安全保障の枠組み(安全保障共同体)を作らなければ、ディレンマを克服することはできない」という君島東彦氏の言葉を紹介して締めくくった。



(討論) 報告者から本論文を受けて深めるべき論点として、下記の3点が紹介された。ウクライナ侵攻、ガザ侵攻それぞれの事情、背景を知る、「台湾有事」を有事にしないために米中台の関係を深める、東アジアにおける日本の位置、役割を考える。

参加者からの意見として、北東アジアにおける安全保障体制は大切である、シンガポールは米軍基地があっても中国と友好に付き合っている、日本の日米地位協定のような不平等な関係はないのではないかと、韓国では米軍基地縮小に向かっていて米軍は沖縄への集約を目指している、が出された。

**金子 勝 『21世紀の平和理論と日本国憲法』**  
(報告：河音琢郎)  
(概要)

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略戦争を機に、日本国憲法第9条、安保問題をめぐって新たな局面にあるとの認識の下、自衛戦争それ自体を違法とする国際法の制定が今日求められており、日本国憲法はそのモデルとなり得る、と本論文は主張する。

本論文では、20世紀の平和理論と21世紀の平和理論とを以下のように比較的に要約する。20世紀は、2つの世界大戦を経て戦争を違法とする国際法が制定されてきたが、自衛のための戦争はその枠外とされてきた。具体的には、第1次大戦後のパリ不戦条約では米英の主張に基づき、自衛のための戦争は条約には含まれないとの理解が成立し、第2次大戦後の国連憲章では、第51条において個

別的・集団的自衛権が容認された。

これに対して、21世紀は、①紛争の対話による解決の時代、②全ての戦争、武力による威嚇が違法となる時代、③戦争を行った側が敗北する時代、④戦力を持たない国を侵略できない時代、⑤戦力が不要となる時代、であると著者は主張する。

上記のような21世紀の平和理論を貫くものは、自衛戦争自体を違法とするものであり、そのことは日本国憲法第9条の文字通りの解釈がモデルとなっているとして、その価値を高く評価している。

(討論と評価)

報告者からは、本論文の論旨は明快ですっきりしていてわかりやすい一方で、著者が言う21世紀の平和理論を現実のものとしていくためにどのような運動なり合意のプロセスが必要なのかが考えられるべき論点ではないかとの評価を行った。また、著者が21世紀の平和理論の特徴として挙げている諸点が、そうした具体化のヒントになり得るのではないかと指摘した。

討論では、日本国憲法のみならず、ガンジーの非暴力主義をも念頭に置いて評価すべきではないかとの疑義が出された。また、個別的自衛権の行使を含め全ての自衛戦争が否定されるべきとの展望はその通りだが、そのための運動を組み立てるためには、個別的自衛権と集団的自衛権を区別して論じることが必要ではないかとの議論もなされた。

東京科学シンポジウムに参加して

近藤真理子・田中義和

12月9日から10日まで、拓殖大学にて開催された東京科学シンポジウムに京都支部

より伊田、田中、近藤3名が対面で参加した。

社会的ひきこもり・不登校研究会の研究助成の2年の終わりの節目としての小さなゴールの報告と、近藤は編集委員としてご参加の皆さんのご報告を伺うため、せっかくの対面を中心としたシンポジウムの開催ということで、現地まで出向いた。

朝からは気候変動の分科会、午後は自身も登壇をする第10分科会、教育の市場をテーマとした分科会に参加した。この分科会では、東京支部主催ということもあって東京の事例を中心とした報告が続いた。一つ目は、東京の学校統廃合の問題であった。統廃合をする自治体の1位は北海道で過疎などの人口減によるものと想像ができるが、2位が東京であったことは驚きであった。学校選択制の影響（ある種の効果?）もあって、子どもの集まらない地域の小中学校や小学校を統合する名目での淘汰が進んでいるというご報告であった。実際すべてがそうではないことを願いたい、小中学校の先生方の打ち合わせで授業がカットになったり、中学校の先生の小学校への出前授業がピンポイントで行われ、系統性がないなど子どもの学習権が保障されにくい実態が報告された。また統合先として三鷹の天文台に学校を移転させるという驚きの計画も報告がされた。引き続いて、教員不足、教員のメンタルの問題、教員評価と給与の問題についても報告され、評価によって学校も人も淘汰をしていくというつながった問題が浮き彫りにされた。さらには、葛飾区の事例をもとに、プールの民間委託化の問題とそこに立ち向かう運動についても取り上げられた。学校体育におけるプール指導は単なる泳力の向上に留まるものではない、自らで身を守る力をつけさせる目的があり、それは誰にも開かれたものであるという

お話であった。学校教育活動の一つとして誰もがプール指導を通じて水への恐怖心や水難事故防止の力をつけることのみならず、また、夏休みのプール開放など地元の子とも誰もが、プールを利用し、交流をすることができる大事な機会であるということであるというご報告であった。民間委託をするということは、校内のプールの整備をしないということのみならず、学校施設の縮小、統廃合への準備にもつながっていることが危惧されるというご指摘であった。この東京での現状とこれから行われようとしていることは早晩全国に広がっていくだろう。東京の報告でありながら、明日の全国の学校「改革」のさきゆきの話として受け取る大事な報告であった。しかし、東京のみなさんから「大阪の教育大変ね、かわいそうね、平気なの?万博もひどいね」と哀れまれてしまい、大阪は東京の上に行く惨状なのだと確信をした。

もう一つの報告は高校入試のスピーキングテストの実態であった。英語の企業との関係は、どの教科と比較をしても深いものがある。小さなことと言うと、塾である。こどもの通塾の代表は英語と数学、小さい時からの英会話や教材など、英語と市場経済との関係は密接ではある。個人的に、近藤は、通塾は家庭での時間として仕方がないと思ってはきたが、テストに外部業者が参入し、通常の授業や入試に大きな影響を与えていること、そしてその運用に信じられない額の経費が動いているにもかかわらずスピーキングテストの結果等についての生徒へのフィードバックが適切でないなど、学校における英語教育に効果をもたらしていないという報告には、驚きしかなかった。

私たちは、社会ひきこもり・不登校についての報告を行った。エントリーの際に各報告

の演題とつながりがなくて、浮いてしまうのではないかという意見も3人で打ち合わせをする中で出ていたが、結果的に学校の課題が子どもに表れているし、それがひきこもりへと流れていくことについての報告となったのではないかと思っている。もちろん不登校から全員がひきこもりになるとか、ひきこもり当事者みんなが不登校経験者ではないのであるためひとくくりにはできないという点も前提にある。また不登校の原因にいじめが極端に少ないことから予想されることについても問題提起を行った。不登校の原因が複数絡み合っていて、たとえばいじめられたわけではなかったが、嫌がらせや嫌な思いをしたことがあっても、別の理由を挙げたことでいじめと不登校の関係が見えにくくなっているケースもあろうこと、不登校になった理由に無気力を挙げているが、無気力になったから不登校になったのか、何か別の要因か

ら無気力になり、不登校になったということも考えられるというような見方があること、また不登校の原因にいじめがあったという報告をすると「重大事案」となり、いじめがあったことを一番に挙げることに躊躇をする現場の事情もあるのではないかという指摘もさせていただいた。ひきこもりの報告では長期・高齢化の実態とその背景、不登校との関わりでは、早期対応の検討が課題の一つとして挙げられた。一つ一つの報告にうなずきながら聞いてくださり、たいへんありがたかった。

いつも『日本の科学者』の論文でお目にかかる皆さんにもお会いすることが叶い、大変うれしい時間となりました。東京支部の皆様をはじめとするスタッフの皆さんには開催に際し、ご尽力を下さり本当にありがとうございました。実りのある時間となりました。対面はいいなと改めて実感をいたしました。

## 原発賠償京都訴訟控訴審（12月12日・第20回期日）の応援参加報告

大倉 弘之

まず訴訟の概要を「支援する会」の資料により紹介する。原発事故による健康被害を避けるために福島を含む東日本から京都へ避難した33世帯91人が国と東電に対して損害賠償を求めて2013年9月に京都地裁に提訴し、その後第3次までの提訴を経て57世帯173名が2018年3月15日に一審判決を受けた。この判決では津波対策をとっていれば事故は回避できたとして東電と国の責任を認め、避難指定区域外からの避難者もかなり広く認定されたものの、賠償が認められたの

は2012年4月1日までの避難に限定し、さらに賠償期間が避難開始から2年間のみで賠償額があまりにも低いこと、また、却下された原告もあることなど多くの問題点もあり、現在56世帯170名が大阪高裁で控訴審を闘っている。

12月12日（火）は大阪高裁の南側にある西天満若松浜公園で11時半からアピール集会が始まり、神奈川訴訟や全国支援ネット、関西訴訟、ひょうご訴訟などの関係者を含めて100人規模の応援者が集まった。その後パ

レードが始まり、各自がプラカードを掲げて大声で「原発事故は国の責任」などのコールをしながら裁判所の周りを一周した。

その後、裁判所に移動して抽選を待った。今回は結果的に希望者全員が傍聴できたようである。傍聴の前には空港と同様の手荷物検査があり、危険物と見做されるものがあれば一時預かりとなる。実は、控訴審傍聴は2回目、前回(9月26日)は無抽選だったが、この検査でいつも持ち歩いているリュックがなかなか通過しなくて結局係員に捜索を任せたら、メガネ用の小さなキャップ付きのドライバが出てきた。最近使ったことがなかったので失念していたが、法廷ではそんなものでも凶器と見做されるようで、それを預けた。今回は、荷物を手軽にしてきたので、割とスムーズに通過。

そして13時半に開廷。今回は4人の原告本人尋問があった。これらの本人尋問は2回目ということで、実は前回の法廷の最後に裁判官がその予定を述べた際に、東電代理人から「意外」という意見表明があったが、裁判官から「前回の尋問からかなり時間が経っているのだからその後のことを中心に聴く」というような説明があった。後の報告集会で分かったことだが、1審について2審でも本人尋問を繰り返すのは一般的には異例とのこと。裁判官の発言は避難の長期化に向き合う姿勢を示すもので、良い判決に繋がることを願う。本人尋問は、身近な人が白血病やがんで亡くなったたり、家族がうつになったり、子供を遊ばせていた砂場や学校のプールから基準値を超える放射能が検出されたり、大阪北部地震でフラッシュバックがあったり、本人がPTSD調査でハイリスクとの結果が出たり、それぞれが、色んな事情を抱えながら避難の

選択に際してもその後の生活においてもそれぞれの困難があったことなどを訴え、いずれも胸の詰まる内容であった。それぞれの発言後には傍聴席から自然に大きな拍手が起こったが、それが制されることはなかった。東電代理人からは、子供の正確な年齢などを問い詰めるような質問や、困難を抱えていると訴えた子供について、SNSでの発信などを調べてきたらしく、その確認を求めるなど、「困難と言うけど、結構元気にやっているんじゃない」と裁判官に印象付けたかかったのかというような質問があった。特に、原告団の共同代表である本人の肉体的精神的困難について、多くの会議に出てますねと確認を求め、まるで運動に関わるのが原因と印象付けたいのかというような質問が出た。それに対して、傍聴席から「お前らのせいだな」との発言があり、さすがにそれには裁判官から「ちゃんと聴いてますから」と発言を制す一幕もあった。国の代理人からは質問はなく、報告集会によると、ときどき居眠りをしていただそうである。

当日は参加・傍聴できない人のために近くの中之島図書館の一室でオンライン参加可能な模擬法廷が並行して開かれていた。その会場で、閉廷後報告集会が開かれ勝利への決意を大いに固めあった。次回期日は3月1日(金)で、その後の最新情報によると、次々回の期日が4月か5月(協議中)で、それで結審と決まったとのこと。

訴訟団では裁判前のパレードについて、前回は今回も200人を目指していたが、そこまでは至らなかった。多くの応援が裁判の支えになるので、ご都合のつく方の参加をお願いしたい。詳しくは、「支援する会」のサイトを参照して頂きたい。



龍谷大学法学会講演会「大学で考える“沖縄の米軍基地と人権・  
民主主義” 普天間・辺野古新基地建設問題等に係る デニー知事  
トークキャラバン in 龍谷大学～」報告 左近 拓男

2024年1月11日(木) 18:15 から 20:00  
に龍谷大学3号館301教室で玉城デニー沖縄  
県知事の基調講演とトークセッションが行  
われました。参加者500名のうち、学生がほ  
ぼ半数の参加、大学教職員や一般の方も合  
わせてほぼ満員の参加でした。

基調講演では、沖縄県発行の「沖縄から伝  
えたい。米軍基地の話。Q&A Book 令和5  
年版」を基に、沖縄県の米軍基地の現状と日  
米地位協定、沖縄の経済、辺野古新基地問題  
について話されました。

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/  
kichitai/tyosa/qanda\\_r5.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kichitai/tyosa/qanda_r5.html)

以下は要点です。大浦湾埋め立て着工につ  
いて言及。「自治を壊す愚行だ」と非難。濃紺  
の深い海は透明度が高く、晴れると遠い底が  
まるで目の前にあるように錯覚する。世界有  
数の巨大サンゴ群落が広がり、約260もの絶  
滅危惧種を含む5300種以上の生物を育む—  
それが大浦湾だ。その海を埋め立てる愚行と  
もいえる工事が始まった。

本土ではもともと日本軍が使用していた  
土地を自衛隊などが使用しているが、沖縄県  
では沖縄戦後に米軍が「銃剣とブルドーザー」  
で住民を追い出し土地を収容したこと。現在  
では日本の米軍専用施設面積の70.3%が沖縄

にあること。住民の居住や産業活動、移動に  
支障をきたしていること。嘉手納飛行場や普  
天間飛行場周辺の河川、湧水などから有機フ  
ッ素化合物であるPFOS等が高濃度で検出  
されており、これまでの調査結果から、両飛  
行場が汚染源である可能性が高いが、沖縄県  
が要請している原因究明のための立ち入り  
調査などは実現していない。地位協定に関し  
ては、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリ  
スではそれぞれの国内法が原則適用されて  
いるのに対して日本は原則不適用となっ  
ている。管理権、訓練・演習、航空機事故のい  
ずれも他国では常時監視や承認、関与ですが、  
日本はいずれの権利も放棄しています。基地  
に依存しないと沖縄経済に悪影響があるの  
ではないかと言われるが、そうではない、米  
軍跡地は再開発で商業施設や公共施設の誘  
致で活気が出ており、直接経済効果は28倍、  
雇用者数は72倍になっている。辺野古、大  
浦湾は多様な生物がおり、5300種以上の生物、  
約1300種の未分類の生物がいる。ジュゴン  
の生息にも影響を及ぼすことになる。このよ  
うな貴重な生物資源が地球上から永遠に奪  
われることになる。大浦湾はこれから埋め  
立てられるが、軟弱地盤が海面から90mに達  
するマヨネーズ地盤であるが、地盤の強度調

査すらもされていない。これから 12 年と言われるが、それで完了するとは思えない。申請内容は当初の 3 倍以上の工期となることから、「普天間飛行場の危険性を早期に除去する」と整合しない。以上の理由から大浦湾の埋め立ての国交相の強制代執行に反対する。

トークセッションでは、龍谷大学法学部本多滝夫教授と、沖縄出身で東京の大学に学ぶ学生さんがお話しされました。

本多教授は、「沖縄と日本国憲法～辺野古と行政法 私が辺野古・普天間にこだわるわけ」と題して話されました。地方自治法 245 条の 8 の「代執行手続き」について解説されました。代執行手続きの要件は、

1. 管理、執行が法令の規定に違反する場合、または、管理・執行に誤りがある場合
2. 代執行の措置以外の方法により是正を図ることが困難な場合
3. 放置することにより著しく公益を害することが明らかであるとき

となっているが、国は辺野古ありきで、沖縄の基地負担の現状を全く理解していない。現場を見ず、住民の声を聞かない。国は対話の機会を失っているとのこと。今後は、地方を忘れない政治を取り戻すことが重要だと訴えられました。ちなみに、年末の沖縄テレビにて、本多教授は、「今回の問題は国の安全保

障に関わるものとはいえ、地方自治は日本の国の根幹をなす基本的な仕組みである。沖縄と国との十分な対話もなく、住民も強固に反対している中で、法的手段とはいえ代執行という形で決着をつけるということは非常に遺憾。」と発言されています。

学生さんは、沖縄県出身で、高校時代に外務省講演の「第 2 回子ども平和サミット」に参加されました。外務省 TOFU プロジェクトに参加し、2023 年に訪米して米国側の基地問題に対する考えを学び、沖縄の声を届けたとのこと。沖縄にいるときは、政治のことや沖縄のことを家族や友人とも話さなかったとのこと。オンラインよりも現地の人と直接会って話を聞くことが大事。皆さんができることは、SNSなどで情報を流すこと、また、小さなことでもいいので行動すること、沈黙は暴力である、と仰っていました。

最後に玉城知事は、「何事も絶対に諦めないこと。物事の角度を変えてみる。人に相談すること。前向きに、次のこと、未来を考えること。」と仰りました。

全体の司会は新外交イニシアティブ (ND) 代表/弁護士の猿田佐代氏がされました。猿田氏は「沖縄の問題は沖縄だけの問題ではない。本土の皆さんも問題の当事者である。一緒にこの問題を考えて欲しい。」と訴えられました。

## 支部主催・関連行事案内

### 1. 2024/1/18(木)開催 無料イベント

『原発ゼロ社会をどう作るか』聞き、話し、議論する。新たな一歩を踏み出すための意見交流集会  
2024 年 1 月 18 日(木)

開場:18:00 講演:18:30~20:30

会場:京都大学文学部第3講義室

(変更の可能性があります)

※変更がある場合はこのQRコードのURLでお知らせしますので、ご注目ください。

URL : <https://www.byebyenuclearkyoto.com/pre-event/>

参加費:無料

講演内容

・福島第一原発を見た大学生からの報告

・代替電源とグリーン・ニューディール

朴勝俊さん(関西学院大教授)

・東電の原発事故で福島から避難して

明智礼華さん(原発賠償京都訴訟原告団原告)

・Z世代として反対運動にどう取り組むか

(気候変動問題, 汚染水海洋投棄……)



## 2. 京都支部1月読書会(ZOOM)

日時:1月22日(月)15:30-17:30

特集 2023年12月号「公害・環境問題の現在」

畑論文(畑) / 萩野論文(前田) / 杉本論文(河音)

<https://us06web.zoom.us/j/81470098983?pwd=6yeNpe9MaqnwESMbP5lhYqQvJyzXWM.1>

ミーティング ID: 814 7009 8983

パスコード: 815064

## 3. 京都支部第9回幹事会Ⅱ(ZOOM)

日時:1月22日(月)18:00~20:00

URL:1月読書会に同じ

## 4. 反核ネット企画「サイレント・フォールアウト」上映会ならびに講演会

日時:2月17日(土)13:30から

場所:龍谷大学大宮キャンパス清和館3階ホール

映画「サイレント・フォールアウト」上映

講演:高橋博子氏(奈良大学)

参加費:500円

## 5. 京都支部2月読書会(ZOOM)

日時:2月19日(月)15:30~17:30

特集 2024年1月号「発達障害の研究は今—当事者の語りを軸にして」

近藤論文(近藤), 他

<https://us06web.zoom.us/j/84829275169?pwd=s4I2b0OTbPtTpGsfYlhCMCtAr3Lkbf.1>

ミーティング ID: 848 2927 5169

パスコード: 000224

## ◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

### 1. 会員の現況 (1月1日現在)

一般会員	164	
特別会費会員:	3	
家族割り特別会費会員	2	
若手会員:	12	
【会員合計】	181人	読者: 3人

### 2. 会費納入状況(12月31日現在)

一般 142/164(前納の6人を含む)特別 3/3 家族 2/2 若手 5/11  
2021年度未納会費(2022年度は納入)一般 2

### 3. 2023年12月決算

	2023年度累計	2023年12月決算	
収入累計	2,345,780円	12月收入合計	96,808円
支出累計	1,975,767円	12月支出合計	164,941円
収支累計	370,013円	12月分収支	△ 68,133円
前年度繰越金	200,451円	前月繰越金	638,597円
12月末残高	570,464円	12月末残高	570,464円

JSA 研究企画部より

#### 「JSA 学際研究・市民科学発展プログラム」サポーター募集

JSA 学際研究・市民科学発展プログラムとは、「自らの手で社会の問題を解決するために他分野の学問を深く学びたい」という意欲を持った JSA 会員が「発案者」となり、全国の JSA 会員の中から自らの研究に協力してくれる複数名の「協力者 (サポーター)」を募り、オンラインによる「異分野 (異職種) 協働の学際研究または市民科学」を行う構想であり、2023年の全国大会で正式に実施が決まりました。

サポーターとして登録いただける方は、下記サイトよりお申込みください。

<http://www.jsa.gr.jp/d/gakusai>

